

秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第18号

秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規則の一部を改正する規則

秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規則（平成12年秋田市規則第20号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第4条第2号中「配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条第1項において同じ。）」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日から令和 8 年 3 月 31 日までの間における改正後の秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規則第 3 条第 2 項の規定の適用については、同項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは、
「(5) 重度心身障害者
(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」
とする。